

# 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案募集要項

内閣府地域活性化推進室

## 1. 趣旨

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第5条第7項及び国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定）第六に基づき、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案を募集いたします。

## 2. 提案の主体

広く現場から衆知を集めるという観点から、事業の実施主体となる民間事業者又は地方公共団体等から募集します。なお、単独での提案だけでなく、複数の主体による共同での提案や、また、海外からの提案も歓迎します。

## 3. 募集期間

平成26年7月18日（金）から8月29日（金）17時まで  
提案は受け付け次第、適宜選定し、ヒアリングの対象といたします。

## 4. 募集する提案の概要

次のすべての要件を満たす提案について募集します。

(1) 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成の推進に資する具体的な事業に関する提案であること。

次のいずれか又は双方の提案についても受け付けます。

- ① 現在指定されている国家戦略特別区域（6区域）内での実施を予定又は想定した事業に関する提案
  - ② その他の地域において実施を予定又は想定した事業に関する提案
- (2) (1)の事業の実施が現行の制度（規制等）の下では不可能又は困難であるこ

とから、(1)の事業の実施を可能とするために必要である規制・制度改革についての具体的な提案を行うものであること（単に財政上の支援を求める内容の提案は不可）。

※今回の提案募集は、あくまで(2)のとおり、国家戦略特別区域における規制・制度改革のための具体的な提案を求めるためのものであって、そのまま新たな国家戦略特別区域の指定に直結するものではないことについて、ご留意願います。

## 5. 記入に当たっての留意事項

提案は、6. に定めるところに従って提出してください。その際は、次の点を満たすよう留意してください。

- (1) 入力フォーマット⑧の「⑥の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容」の欄には、⑦で当該規制等の根拠法令等をできるだけ特定した上で、⑥の事業を実施する上で、現行の規制が具体的にどのように障害となっているのか、記述してください。
- (2) 入力フォーマット⑨の「⑦・⑧に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容」の欄への記載内容については、⑦の規制等の廃止だけでなく、規制等の内容の具体的な変更や、新しい規制・制度の提案などを含みますが、できるだけ具体的な内容の提案としてください。

## 6. 提案の提出方法

行政手続の電子化を進める観点から、

URL : <https://www.gservice.cloudjp.net/caois/login.html>

の「一斉調査システム」により、提案を提出してください。「一斉調査システム」への記入方法等については、同ページの添付ファイル「提案の入力方法」を参照してください。

## 7. 問い合わせ先

内閣府 地域活性化推進室 国家戦略特区提案募集担当

<住所> 〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

<電話> 03-5510-2462

<メール> i.kokkatoc@cas.go.jp

## 8. 提案書提出に当たっての留意事項

- (1) 募集期間の期限に遅れて到着した提案は、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。
- (2) 募集期間の期限までに提案に関する記載の不備が修正されなかった場合は、受け付けることができません。あらかじめご了承ください。  
なお、募集期間の期限間際の提出は、提案に関する記載の不備の修正が時間的にも困難となりますので、できる限り早めに提出いただきますようお願いいたします。
- (3) 提出いただいた参考資料等については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 9. 提案の取扱い

提案は順次受け付け、国家戦略特区ワーキンググループ（WG）において選定したもののについて、適宜、WG委員によるヒアリングを実施いたします。その詳細については、ヒアリング対象となる提案者に対して追って連絡いたします。

その上で、WG委員による関係府省庁のヒアリング等を通じた関係府省庁との調整を実施し、最終的には、国家戦略特別区域諮問会議における調査審議を通じて、提案に係る対応方針を決定いたします。

なお、国家戦略特別区域法第38条第1項の規定により、提案のうち、構造改革特別区域法第2条の2に規定する構造改革の推進等に資すると認めるものについて、構造改革特別区域に係る提案とみなして対応する場合がありますのでご留意願います。

## 10. 参考

国家戦略特区については、下記ホームページを御覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc/index.html>